

(14) 介護老人保健施設

① 開設許可更新申請に必要な書類(法第94条の2及び規則第136条第3項)

- 1) 第5号様式 介護保険施設 指定(許可)更新申請書
- 2) 付表14 介護老人保健施設の許可に係る記載事項(その1)及び(その2)
- 3) 更新手数料 15,000円(大分県収入証紙にて納付)
- 4) 添付書類(下記の「介護老人保健施設添付書類一覧」に記載されている書類を添付してください。)

なお、既に県知事に対して提出している1～4、7～15に掲げる添付書類の内容に変更がないときは、これらの書類を省略できる。

《介護老人保健施設添付書類一覧》

番号	添付書類	摘 要	提出要否
1	開設者の登記事項証明書又は条例等	①「介護保険法に基づく介護老人保健施設」を実施する旨記載された登記事項証明書の原本を添付してください。 ② 条例等にあつては、公布したものの写しを添付してください。	省略可
2	敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図、賃貸借契約書等	① 当該施設の用途、面積を明示した平面図等を作成してください。 ② 施設を法人が所有している場合は全部事項証明書、施設を借りている場合は、賃貸借契約書(無償で借りる場合は使用貸借契約書)を添付してください。	省略可
3	併設する施設の概要	申請する施設に介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、病院、診療所等の施設が併設されている場合、参考様式7を参照して、併設する施設の種類、名称、所在地、利用定員管理者の氏名について記載した書面を作成してください。	省略可
4	施設共用に係る利用計画	申請に係る施設を共用する事業所等がある場合、共用する場所、用途、使用時間区分等を記載した利用計画(様式任意)を作成してください。	省略可
5	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	① 参考様式1及びその記載例を参照して作成してください。 注1 「サービス種類」欄には、介護老人保健施設を記載してください。 注2 職種ごとに勤務形態(注5参照)の区分ごとの順にまとめて記載してください。 注3 「職種」欄には、「管理者」、「医師」、「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「介護職員」、「支援相談員」、「介護支援専門員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「栄養士」、「事務員」、「調理員」等記載してください。 兼務している者がいる場合、「職種」欄にその旨を明記するか、兼務する職種に応じて複数行に記載してください。 注4 常勤換算が必要となる看護職員等の職種については、個人ごとに週平均の勤務時間を算出した上でこれをすべて足し、常勤の従業員が週に勤務すべき時間数で割って、常勤換算後の人数を記載してください(小数点第2位切り捨て)。 注5 「勤務形態」欄には、A(常勤で専従)、B(常勤で兼務)、C(非常勤で専従)、D(非常勤で	○

		兼務)のいずれかを記載してください。 注6 介護老人保健施設に係る従業者全員(管理者を含む)について、 更新日から4週間分 を記入してください。 ※R1.10.31~R2.3.31に有効期間満了となる事業所は、R1.10.1~R1.10.28の4週間分を記入してください。	
6	医師等の資格を有することを証する書類	申請する施設の医師、薬剤師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、栄養士、介護支援専門員について、医師免許証等その資格を有することを証する書類の写しを添付してください。	○
7	建物の構造概要及び平面図	① 当該施設の各室の用途及び面積を明示した平面図を作成してください。 注 他の施設又は事業所と共用又は兼用している部屋等がある場合は、「○○事業所と兼用」等その旨わかるように適宜備考欄を設ける等して記載してください。 ② 施設を法人が所有している場合は全部事項証明書、施設を借りている場合は、賃貸借契約書(無償で借りる場合は使用貸借契約書)を添付してください。	省略可
8	写真	遠景から施設を撮影し、事業所の各室等(特に設備基準に規定している部屋、非常災害設備等、衛生設備等及び掲示板)ごとに撮影してください(利用者の用に供しない部分はありません。また、同じ構造である部屋等は1カ所のみ撮影してください)。 注 写真に番号を付し、写真撮影位置が分かるよう平面図に記入してください(記入例:①→)	省略可
9	面積表(各室)	参考様式4 を参照の上、各階ごとに部屋の種類、室数、面積等を記載した書類を添付してください 注 面積基準のある場合は、括弧書き等で内法面積を記載してください。	省略可
10	設備の概要	サービス提供上配慮すべき設備の概要、非常災害設備及び衛生設備等について、 参考様式5 を参照の上、その実態を記載してください。	省略可
11	建築基準法の検査済証	建築基準法に基づく検査済証の写しを添付してください。	省略可
12	消防法の検査済証	消防法に基づく検査済証の写しを、添付してください。	省略可
13	運営規程	以下を参照の上、作成してください。 (参考)運営規程において定めるべき事項 《大分県規則参照》 1) 施設の目的及び運営の方針 2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 3) 入所定員 4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5) 施設の利用に当たっての留意事項 6) 非常災害対策 7) 苦情処理に関する事項 ※H25.4~追加 8) 虐待防止に関する事項 ※H25.4~追加 9) その他施設の運営に関する重要事項	省略可
14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	次の事項等について記載した書類を、 参考様式6 を参照して作成のうえ添付してください。 1) 利用者等からの相談又は苦情に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 2) 円滑かつ迅速に苦情処理等を行うための体制・手	省略可

		順 3) その他の参考事項	
1 5	協力病院等との契約の内容	入所者に病状の急変が生じた場合に協力を依頼する協力病院とあらかじめ取り交わした契約書の写しを添付してください。 協力歯科医療機関があるときは、その協力歯科医療機関との取り交わした契約書の写しも提出してください。	省略可
1 6	介護支援専門員総括票	必要事項を記入して、提出してください。 【注】介護支援専門員が事前登録をしていない場合は、介護支援専門員登録票を併せて提出してください。	○
1 7	誓約書（参考様式15、 <u>参考様式16-2</u> ）	<u>①介護保険法に係る誓約事項</u> 参考様式15 を参照し、申請者、役員及び管理者が誓約内容を確認したうえで、作成してください。 <u>②暴力団排除に係る誓約事項</u> ※H25.4～追加 <u>全法人代表者は、「暴力団排除に係る誓約書（参考様式16-2）」の内容を確認したうえで作成してください。</u> <u>県警への照会は、申請（代表者の変更）の都度行いますので、必ず添付してください。</u>	○